

次世代育成支援対策「一般事業主行動計画」

社員がより子育てに関われるよう、以下の対策を実施する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2029年3月31日

2. 内容

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1：計画期間における男性社員の平均育児休業等取得率を100%とする

目標2：小学校就学前の子を持つ従業員が利用できる制度の拡充

＜対策＞

1. 就業規則及び育児・介護休業等に関する規程より、育児休業等制度の周知・情報提供及び相談体制の整備

2. 小学校就学前の子を持つ従業員を対象に、所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限の促進

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備等

目標3：正社員一人当たりの月間における法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を平均25時間未満とする。

目標4：年次有給休暇取得促進のための措置の実地

＜対策＞

1. 完全週休2日の徹底および所定外労働時間の目標設定による削減促進

2. 勤怠管理システムによる年次有給休暇管理および休暇取得の促進

(3) その他次世代育成支援対策に関する事項

目標5：子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施

目標6：社員と家族が交流する社内行事の実施

目標7：若年者に対する出前授業およびインターンシップ等の就業体験機会の提供

＜対策＞

1. 町内（子供会）行事に参加・交流し、子育てを支援する

2. 家族交流のできる社内行事の実施

3. 小中学生、高校生および大学生に向けた出前授業・就業体験機会の提供

4. 家庭および就活する学生に向けたホームページによる交流行事等の広報

